

## 千代田区労協第 58 回定期大会議案

### 2013 年度活動報告と 2014 年度運動方針

◎はじめに

「政権交代はやっぱり幻だった」

2009 年夏の総選挙によって待望の政権交代を実現した私たちは、わずか 3 年半ほどで、それはうたかたの夢だったと気づかされました。

マニフェストというのは、出来もしないことを宣言して国民の関心と票を集め、結局は何もなかったという現実を教えてくれました。さらに、マニフェストに明記されていなかったことが突如実現してしまうという驚きと裏切り行為を見せ付けられました。

このような当時の民主党政権に対する多くの国民の絶望感から、漁夫の利を得るかのごとく、自民党が民主党への不満の声を集めて圧勝してしまったのが、今年の総選挙でした。

国民の 40%の支持で国会の 3 分の 2 議席を占めるという小選挙区制度のゆがみにより誕生した安倍第二次内閣は景気回復を前面に押し立てて、当初はタカ派的な言動を控える姿勢でしたが、政権発足以降、半年以上も続く内閣の高支持率を背景に、徐々にその本性を現し始めました。

2006 年の第一次安倍内閣の発足と共に、にわかに憲法改悪の危機感が国民の中に広がり、全国に多くの「九条の会」が草の根的に生まれました。当時の「九条の会」の小森陽一事務局長は北海道から沖縄まで、全国の市民団体から講演を要請され飛行機でとんぼ返りするほどでした。それが 2 年前の 3.11 以降の原発震災の発生により、政府の御用学者のデタラメな発言により、俄然、存在感が増したのが「異端の研究者」と呼ばれた「熊取り 6 人組」の一人である京都大学原子炉実験所の小出裕章助教でした。その影響から小森事務局長の講演依頼はめっきり減少しました。

ところがゾンビの如く蘇った安倍晋三の再登場により、またもや小森事務局長の出番が増加したと、本人は語っていました。それも今回は衆議院で自公政権が 3 分の 2 の議席を占め、参議院でも過半数を占めたからでした。

7 月の参院選では、安倍晋三首相は街頭演説では、かなりの部分を経済政策を中心に、アベノミクスの三本の矢で民主党が出来なかったことを自民党はやり遂げたと自画自賛していました。しかし多くの経済学者たちが指摘するまでもなく、実体なき「紙幣増刷政策」により見かけの好況感を作り出しましたが、真夏の記録的な猛暑にもかかわらず相変わらず一般国民の懐は冷え切ったままで、一部の大企業の夏の一時金が増えたに過ぎませんでした。

今後、安倍内閣はともかくも、自民政権はかなりの長期政権となり多くの国民にとって好ましくないことが待ち構えています。

7 月 8 日に施行された原子力委員会の「新規制基準」に対して 6 原発が再稼働申請をしました。通常は半年ほどかかる審査を、経済界の意向を汲んで茂木経済産業省が前倒しするよう政治的圧力をかけていました。政府自らが三条委員会である原子力規制委員会をないがしろにするような発言でした。

多くの護憲派が全国的に改憲の危険性を訴える運動のお陰で、参議院における改憲勢力は 3 分の 2 以上を占めることは出来ませんでした。

しかし、残念ながら「閉塞した社会を変えるには改憲も必要」と考える若者が増えています。

これは、現在の憲法が本当に活かされておらず、憲法の理念や原理の恩恵にあずかれない若者が多いからです。

しかし憲法を変えるというのは「国の形」を変えるということで、大日本帝国憲法に本家帰りするような自民党憲法改正草案が実現してしまえば、まさに日本におけるクー

デターかもしれません。

これに対抗するには「護憲」の構えだけではなく、私たちが積極的に望ましい「国の形」を広く示していくことが要求されるのではないのでしょうか。

## I、私たちを取り巻く情勢の特徴について

自公政権に戻ってからも、労働者・国民の声が聞き入れられず、大企業・多国籍企業のための政治、労働者・国民を犠牲にする新自由主義に基づく「構造改革」による政治が行われ、私たちの暮らしは一向に改善していない状況です。これから、さらに消費税増税、社会保障改悪、原発再稼働、憲法改悪といった悪政が進められようとしています。

以下、どうしたら、労働者・国民への攻撃を跳ね返し、国民・労働者の要求を前進させられるのか、私たちを取り巻く情勢を分析し、私たちの側の運動の方向性について記述します。

### I 経済・労働情勢について

#### (1) 政府の「成長戦略」「骨太方針」は大企業、多国籍企業の支援ばかり

政府は、産業競争力会議で、「成長戦略」の方向性を打ち出しています。

①日本産業再興プラン、②戦略市場創造プラン、③国際展開戦略の三つのアクションプランを示していますが、いずれも規制緩和など大企業支援策、多国籍企業の利益を重視するものとなっており、労働者・国民に目が向いていません。

また、「民間の力を最大限引き出す」と強調。これまで企業が参入できなかった分野で「規制・制度改革と官業の改革を断行する」としています。さらに、「日本企業を国際競争に勝てる体質に変革する」など大企業支援を打ち出しています。

「大胆な規制改革等を実行するための突破口」として、「国家戦略特区」の創設を掲げました。規制緩和や減税措置を進め、多国籍企業の活動を後押しします。

そして、日本の農業と国民生活に大打撃を与える環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に参加しています。

安倍首相は、国民の所得を「150万円以上」増やすと言いましたが、それは1人当たりの国民総所得（GNI）であり、国民の所得が増えるとは限りません。

政府は「骨太方針」で、「デフレ脱却と日本経済再生」をめざすとし、2013年度から2022年度の平均で名目GDP成長率3%程度、一人当たりの名目国民総所得は10年後に150万円以上拡大等の政策目標が盛り込まれています。しかし、盛り込まれた施策は、TPP参加や労働法制、投機規制の緩和などにより多国籍大企業に国内市場を開放し、原発などのインフラ輸出を加速させるために政策資源を投入することなど、徹底した大企業向けの施策内容です。その一方で労働者・国民には、財政再建を口実に消費税増税と社会保障の大改悪などの痛みを押し付けようとしています。

「企業栄えて民滅ぶ」の政策であり、デフレ不況克服を期待することはできません。

また、既に実施されはじめている日銀の国債保有の上昇と、国土強靱法の名による財政のばら撒きによって財政が破たんし、国民に堪え難い痛みを強いる結果になることが強く懸念されます。

#### (2) 経済を労働者・国民犠牲でなく企業の内部留保活用で

「バブルと投機」のアベノミクスは、「企業が世界一活躍しやすい国」をめざすということば通り、内容は、財界・大企業が国内、海外で利益を拡大する支援策であり、労働者の賃上げ、安定した雇用の確保、くらしの成長で「デフレ不況」から脱却する立場がありません。株価の乱高下にみられる投機とバブルをあおる金融政策の危うさに加えて、実体

経済の改善など眼中にありません。

雇用問題では、雇用を守る企業を支援する「雇用調整助成金」を減らし、労働者を放出させる企業のための「労働移動支援助成金」に予算の増額をすることでしています。

その一方で、円安による原材料費や燃油、水光熱費、小麦などの高騰は、中小企業や漁業、農業に深刻な打撃となり、家計を圧迫し始めています。

8割の大企業は、内部留保のわずか1%を使うだけで、「月1万円」の賃上げが可能です。企業内に滞留している資金の一部を、その企業の賃上げや非正規社員の正社員化に使われるようにする、これを突破口に、働く人の所得を増やし、消費を活発にし、内需を増やす健全な経済成長への好循環を作り出していくことが求められています。

「内部留保を使って賃上げを」という声は、政治的立場や経済学の立場の違いを超えて広がり、安倍内閣も否定できなくなっています。「余剰資金」化している内部留保を賃上げに回すよう、政治がイニシアチブを発揮して、財界に正面から迫るべきです。

同時に、政府自らが「デフレ不況」を促進し民間の賃下げに連動させる公務員賃金の引き下げなどは中止すべきです。

「賃金や家計所得が増加しなければ消費の拡大は続かない。アベノミクスの成否に関わる重要な問題だ」とする指摘も出ています。賃金の引き上げに向けて、企業の内部留保が投資や賃金に回るようにする、経営基盤が脆弱（ぜいじゃく）な中小企業の経営を過度に圧迫しない対応を政府として行うことが今重要となっています。

### （3）拡大する貧困と格差

貧困層が急増しています。厚生労働省が7月4日発表した「国民生活基礎調査」によると、年間所得200万円未満の世帯割合は、1992年の13・6%から2011年の19・9%へと、1・46倍も増加しました。とりわけ年間所得100万円未満の世帯割合は同じ期間に、4・5%から6・9%へと、1・5倍以上に増加しています。

貧困層が増加したことで、中間的な年間所得を示す中央値が押し下げられました。1992年の549万円から2011年の432万円へ、100万円以上低下しました。

生活が「苦しい」と回答した割合は60・4%。過去最高だった前年の61・5%からは減少したものの、依然として6割を上回っています。

そうした中で、安倍内閣は、社会保障の全分野にわたる予算削減と制度改悪に乗りだそうとしています。生活保護法の改悪では、新たに保護申請に「書類提出」を義務づけ、相談者を「書類不備」で追い返すことができるようにするものです。生活に困窮し、生活保護の申請にきた人を「門前払い」にして餓死に追い込むものです。

憲法25条の生存権という国民の権利を侵害するものです。2013年5月には国連から日本政府に「恥辱のために生活保護の申請が抑制されている」ことに懸念を表明し、「申請を簡素化」するなどの勧告が出されています。

### （4）更なる雇用破壊へ

総務省が7月12日発表した「2012年就業構造基本調査」によると、パートやアルバイトなどの非正規労働者の総数が約2043万人と、2007年の前回調査から約153万人増え、初めて2000万人を突破しました。雇用者全体に占める割合は、38・2%と2・7ポイント上昇しました。

その中で、大企業ほど非正規雇用を増大させています。総務省「労働力調査」詳細集計で、2002年1～3月期から2012年10～12月期までの従業員規模別の非正規雇用者数の変化をみると、従業員1000人以上の大規模な企業で2・05倍に急増。一方、従業員30人未満の小規模企業では非正規雇用者数が1・05倍と横ばいでした。

これは、大企業が労働者を犠牲にもうけをより上げるため、低賃金・雇用不安定化、長時間ただ働きをすすめたものです。非正規雇用を増やす大企業の雇用破壊戦略と歴代政権

による労働法制の規制緩和が、正社員を中心とした従来の雇用形態を大きく変えています。

職種や勤務地を限定した「限定正社員」をつくり、その職種の廃止や事業所の閉鎖がされればいつでも解雇できるようにすることや、「金さえ払えば解雇できる」という仕組みの導入など、「首切り自由の国」づくりが狙われています。

派遣労働のいっそうの拡大も検討されています。裁量労働制の拡大と「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入で、残業代をゼロにする「ただ働きと長時間労働自由の国」づくりも狙われています。

こうしたいっそうの労働規制緩和が進めば、日本社会全体が「ブラック企業」化し、「働く人が世界一住みにくい国」になってしまいます。

#### (5) 消費税増税は決まったとして社会保障の大改悪

2014年4月に8%、2015年10月に10%という消費税増税は総額13・5兆円にのぼります。これまでの最大規模の増税は、1997年の消費税と所得税の増税による7兆円でしたから、文字通りの「史上最大の増税」です。しかも消費税増税は、低所得者ほど重税になるという貧困と格差を拡大する増税です。

消費税を増税しても、経済が悪くなれば全体の税収は減り、増税と財政危機の悪循環に陥る危険があります。

福祉の分野では、認可保育所への株式会社の参入拡大を進めようとし、生活保護制度の理念を覆す同法改悪案と生活困窮者自立支援法を衆院で可決しました。

年金でも、2013年から支給減額が行われ、2015年までに2・5%が削減されます。高齢者やその家族の生活を圧迫するとともに、地域経済にも打撃となります。また、年金の支給開始年齢を70歳程度にまで引き上げる大改悪計画が公然と検討されています。

政府は、「社会保障支出についても聖域とはせず、見直しに取り組む」と述べて、社会保障削減を明確にしました。

70～74歳の医療窓口負担を2倍に引き上げる、かぜ薬・しっぽ薬などを保険から外す、介護サービスの保険適用を「要介護3」以上の重度者に限定するなどの改悪が検討課題にされています。

消費税増税の「口実」として、社会保障は「充実」が掲げられていましたが、「増税が決まったらニンジンはいらない」とばかりに、社会保障大改悪を進めようとしています。

#### (6) 国民の反対を押し切ってTPP交渉参加

TPP（環太平洋経済連携協定）の第18回交渉会合が7月15日、マレーシアのコタキナバルで始まりました。最終盤の7月23日、日本が交渉に加わります。交渉参加国は、2013年10月に開かれるAPEC（アジア太平洋経済協力会議）に合わせた首脳会合を経て、年内の妥結を目指しています。

TPPは、例外なき関税、非関税障壁の撤廃が大前提です。関税ゼロになれば、政府の試算でも農業生産額は3兆円も減少し、食料自給率は27%まで低下します。全産業で10.5兆円も生産が減少し、就業者数の減少は190

2000人にのぼるとされています。

非関税障壁の撤廃では、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業の「地元優先発注」の撤廃、食品の安全基準や自動車排ガス規制の大幅緩和などが標的にされています。

地球規模での食料不足が大問題になっているときに、自国の農業を壊し食料を外国に頼る国にする、雇用も地域経済も破壊する「亡国の道」に進むこととなります。

USTR（米通商代表部）のフローマン代表は7月18日、米下院歳入委員会で、日本の交渉参加に関わって「再交渉も、蒸し返すことも日本に認めない」と証言し、交渉を遅らせず、TPPの2013年内の妥結をねらっています。

このような事態にありながら、「守るべきものは守る」と安倍首相は言いますが、参加によって保障される見通しは全くありません。

T P P 交渉参加をただちに撤回させていくことが重要です。

## 2、平和、米軍基地、憲法、民主主義に関わる動きについて

### (1) 憲法改悪の動きについて

安倍首相は、参議院選挙の終盤の7月15日、選挙情勢が自民党に有利と見て、「我々は9条を改正し、自衛隊の存在と役割を明記していく。これがむしろ正しい姿だろう」と言明し、「国防軍」創設など憲法改正に意欲を示しました。また、自民党の石破茂幹事長が、「国防軍」の命令に従わなければ軍法会議で「死刑」と発言し、戦前と同じような軍国主義の姿を示しています。

自民党改憲案は、日本国憲法を全面否定し、「国防軍」創設で「海外で戦争する国」にし、基本的人権についても「公益及び公の秩序」の範囲内でしか認めない危険な内容です。

それをもとに、参院選後、日本維新の会、みんなの党、公明各党などと合意形成を進めようというのが安倍首相の狙いです。

安倍内閣の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の委員を務める北岡伸一国際大学学長は、「今後の2～3年の間に熟慮と合議を積み重ね、2016年の参院選の前に、（改憲案を）国会の発議にもっていったらどうだろうか。そして2016年には衆参同日選挙を行い、同時に国民投票を行うのである」（「日経」7月1日付）と述べています。

安倍首相が狙う改憲の本命は9条です。「戦争する軍隊」「戦争する国」づくりの完成こそ、安倍首相の宿願です。

そうした中で、安倍首相は、96条を改訂し、改憲をやりやすくすることを狙っています。

ところが、「まず96条から」という改憲策動は、9条改憲派の中からも批判が生まれ、世論調査で「反対」が多数になっています。96条は国家権力を縛るもので、要件緩和をしてはならないことが重要です。

さらに、海外で武力行使を可能にする集団的自衛権の行使も狙っています。

集団的自衛権行使の容認に道を開こうとしている安保法制懇は、2013年内に結論を出すとしています。

安保法制懇の答申を受けて検討されるのが、内閣の憲法解釈変更と「国家安全保障基本法」です。政府が「憲法上、許されない」としてきた集団的自衛権行使を可能にしようとしているのです。

2014年早々にも集団的自衛権の行使をめぐる緊迫した事態が想定されます。

安倍首相の改憲に対し、9条の解釈・明文いずれの改憲も許さず、立憲主義の原則を壊そうとする96条改悪反対の国民的な動きを進めていくことが重要です。

### (2) 過去の侵略戦争を肯定・美化

「村山談話」の見直しを主張した安倍首相は、その後談話を「全体として引き継ぐ」と言い訳していますが、「侵略の定義は定まっていない」という発言は撤回せず、「村山談話」についても、日本が「国策を誤り」「植民地支配と侵略」を行ったという核心部分は確認しようとはしていません。

日本維新の会の橋下徹共同代表の「慰安婦は必要だった」という発言に、内外から大きな批判が起きました。女性を戦争の道具とみなす暴言は、女性への冒瀆であるとともに、人間への冒瀆です。国内外の大きな批判に対して、橋下氏は「日本人の読解力の不足」な

どと責任を国民に転嫁しました。

石原慎太郎共同代表も、「戦争に売春はつきもの」と橋下発言を擁護し、維新の会は、党として、橋下発言の撤回を求めないことを決めました。このような態度である限り、日本の政治に参加する資格はないと言えます。

国連拷問禁止委員会は、日本軍「慰安婦」問題で「日本の政治家や地方の高官が事実を否定し、被害者を傷つけている」とし、日本政府に対して、こうした発言に明確に反論することを求めました。ところが、安倍首相は、橋下発言について「立場が異なる」というだけで、批判も否定もしようとせず、侵略戦争を美化していると言えます。

### (3) 沖縄などでの米軍基地強化

普天間基地返還合意から 2013 年で 17 年を迎え、安倍政権は新基地建設のための埋め立て申請を提出する一方で、いつになるかわからない計画を示すことで「移設」を加速させようとしています。

安倍政権は「移設」の企て、普天間基地の返還を遅らせる企てを止め、即時閉鎖・返還にこそ、本腰を入れて取り組むべきです。

2012 年 10 月、在日米軍司令部は夜間外出禁止令などの「再発防止策」を出しましたが、2013 年に入っても米兵犯罪は一向に減っていません。外出禁止令などでは根絶できないことが浮き彫りになっています。米兵犯罪を根絶するには、基地そのものを撤去するしか道がないのは明らかです。

沖縄への負担押しつけには、党派を超えて「オール沖縄」での反対運動が強まっています。

基地の全面撤去とともに、アメリカに米軍基地を提供している日米安保条約の廃棄をめざすことがいよいよ重要です。

### (4) 「核抑止力」の維持・強化

オバマ米政権は、核兵器をめぐる新たな政策で、ロシアとの間で一定数の核兵器削減を提案する一方、「核抑止力」を維持・強化し、それが働かない場合は核兵器の使用も辞さない立場を示しました。「核兵器のない世界」の実現を掲げながら、廃絶のための国際交渉に背を向ける姿勢が問われています。

今、2010 年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議での「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」という合意の実施が問われる 2015 年の NPT 再検討会議にむけて、核兵器廃絶のたたかいの展望を切り開くことが重要です。

## 4、原発とエネルギー問題、震災被災地支援について

### (1) 原発の再稼働と輸出

北海道、関西、四国、九州の 4 電力は、原子力規制委員会が「新規制基準」の施行に合わせ、原発再稼働審査の申請をするとしています。申請件数は、国内にある 50 基の 4 分の 1 以上になります。

「新規制基準」は、各原発の地震・津波想定に関する数値の定めもなく、電力会社の「裁量」でいくらでも「甘い」想定にできる、活断層があっても見えなければ、その真上に原発を建ててもよいなど、きわめてずさんなものです。再稼働を急ぐためのスケジュールにあわせた「新規制基準」をテコに再稼働を進めるものとなっています。

東京電力福島第 1 原発は今も危機的な状況にあり、事故原因の究明は終わっていません。そのなかでつくられた「新規制基準」は事故の教訓を踏まえたものといえず、国民の安全が保障できないことは明らかです。

また、安倍政権は、財界と一体になって、原発輸出の「トップセールス」を行っていま

す。

「インフラシステム輸出戦略」のエネルギー分野では、2020年の日本企業の海外受注額を推計で9兆円程度と見込みました。このうち原子力は、現状の約3000億円の受注金額が2020年までに2兆円に拡大すると見込んでいます。

しかし、どの世論調査でも再稼働反対が多数です。国民の願いを無視して、危険な原発の再稼働や原発を輸出することは許されません。

## (2) 原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を

福島第一原発は、高濃度の放射能汚染水が増え続け、未だに収束のめどさえ立っていません。

そうした状況の中にあいながら、安倍政権は、「エネルギー白書」で、「原発稼働ゼロ」の方針にはふれず、国民の圧倒的多数の「原発ゼロ」の声を無視しています。

国民の運動では、「6・2 NO NUKES DAY (ノーニュークスデイ)」が6月2日に東京の明治公園、芝公園23号地、国会前で行われました。原発をなくす全国連絡会、「さようなら原発一千万署名」市民の会(1000万人アクション)、首都圏反原発連合(反原発)による共同行動となり、「原発ゼロ」を求める民意に逆らって原発の再稼働・輸出を推進する安倍内閣に、「原発いらない」「再稼働反対」の声を突きつけました。

原発にたよらず、省エネ・節電の徹底と、再生可能エネルギーの大幅導入への抜本的転換が求められています。「自然エネルギーは供給が不安定」などと意見がありますが、多様なエネルギーである太陽光・熱、小水力、風力、バイオマス、地熱、潮力などを組み合わせることで普及し、安定させることができます。

原発の40倍にもものぼる巨大な潜在力を生かし、技術開発や安全対策を強化して、自然エネルギーの開発をすることが重要です。

## (3) 被災地支援は国の責任で

福島県の市町村が行う除染のために国が2012年度用意した復興予算2550億円のうち、6割以上の1580億円が使われず、今年度に繰り越されました。国が最終的に費用を負担する東京電力に配慮して復興予算を使っていないためです。誰のために国の予算を使っているのか厳しく問われます。

復興においては、仮設住宅の入居、被災事業所へのグループ補助など、あらゆる支援策に「期限」をつけ、「期限切れ」を理由に医療・介護の負担減免措置や被災者の失業給付を打ち切った政府の姿勢が、被災者の心を傷つけ、先の見通しが見えない不安に追い打ちをかけています。

「津波で壊れた海岸沿いの道路を、同じ場所に復旧するのは支援するが、高台につくり直すのは支援しない」など、「元の場所に同じものをつくらないと支援しない」という杓子定規な「復旧」の押しつけも、重大な障害となっています。

アベノミクスが復興の妨害にもなっています。被災地でも、円安による原材料・燃油・光熱水費などの値上がりも、漁業・水産加工業をはじめ地場産業に打撃を与えています。大型公共事業のばらまきも、人手不足と資材高騰を加速させ、高台移転、住宅再建、漁港整備をはじめとした復興事業を遅らせています。

復興政策を転換し、被災者の生活と生業の再建に国が責任を果たすことは、「地震列島」「災害列島」といわれる日本では、極めて重要となっています。

## 5、賃金を増やし景気回復、労働者・国民が豊かに生きられる社会へ

…労働者・国民に負担増、憲法改悪に暴走する安倍政権と対抗していくために

参議院選挙では、自公が過半数を上回ったことにより、安倍政権がいよいよ、憲法改悪の段階を進め、労働者・国民に一層の負担増を強いる政治を進め、暴走することが現実視されます。

そういう厳しい状況の中で、労働者・国民がいかにして闘い、平和、生活を守るかが問われています。

私たちは、国民的な闘いに呼応し、地域で安倍政権に対抗していくために、一層の共闘を広げ、闘いを進める決意を固めることが重要です。

安倍政権に対抗していくためには、アメリカと財界言いなりの政治の矛盾、憲法改悪の段階を進める危険性を、労働者・国民に広く知らせ、安倍政権の弱点、労働者・国民との矛盾を追求していくことが最も重要です。

私たちの側は、引き続き、①「開発型国家、新自由主義・構造改革国家」に代わる国家、②日米軍事同盟に代わる憲法に基づく日本とアジアの平和の関係づくり、③雇用と社会保障の充実、④大企業主導に代わる福祉型内需主導の経済政策、⑤原発をゼロにし、自然エネルギーの推進、⑥大震災に強い防災型まちづくり、などを進める、「新しい防災・福祉国家」を展望し、運動を進め、それを実行していく政治勢力を増やしていくことが求められます。

更に、消費税増税など庶民増税に反対し、大企業・大金持ちに応分の負担を迫る税制改正を求める運動も重要です。

「新しい防災・福祉国家」を展望し、労働者・国民の要求実現のために、国政の転換を求め、職場、地域で奮闘していくことが、益々重要となっています。

## Ⅱ おもな職場をめぐる状況

### (1) 国家公務員の職場

#### ①国家公務員の賃金

2012年2月29日に成立が強行された国家公務員の給与を2014年3月まで平均7.8%引き下げることなどを内容とする「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（給与改定・臨時特例法）に反対し、2012年5月に国公労連が直ちに廃止を求めて、東京地裁へ提訴し、原告組織、署名等に取り組みました。

政府は、2012年11月に退職手当の削減、2013年6月に、55歳を超える職員の昇級を事実上ストップする給与法改正を強行しました。安倍政権は、財界に対し、民間企業の賃上げを求める一方、地方公務員に給与引き下げを強行するなど、給与抑制・削減措置が続いています。

給与改定・臨時特例法は、2013年3月に2年の年限を迎えますが、安倍政権は、具体的な方針を示さず、新藤総務大臣は、賃下げの継続を否定しない国会答弁を行っています。賃下げを延長させない取り組みとして、賃下げ違憲訴訟の結果が、この問題の動向を大きく左右すると考えられ、世論をさらに喚起する取り組みを強めることが必要です。なお今後の裁判は、9月19日に第6回口頭弁論が行われ、年内に結審、年明け2月を目途に判決を予定しています。

今年の人事院勧告をめぐっては、人事院は、給与支給実額での官民比較を否定し、さらに、比較対象をサービス業に広げることを表明しています。これにより、民間給与水準が低く出ることも予想されます。人事院が労働基本権制約の代償機関に立ち返り、給与支給実額による給与改善勧告を行うことを強く求めていくことが必要です。

#### ②国家公務員の定員

2010年度から2014年度までの5年間で、2009年度末定員の10%を合理化する計画が進められています。新規採用について、上限値規制が取り払われたものの、雇用と年金の接

続に伴うフルタイム官職に再任用される職員の増加見込みを踏まえ、必要な抑制を行おうとしています。職場の状況から言えば、新規採用も必要であり、戦力を維持するためにフルタイム再任用も必要です。再任用定員を別枠化が必要です。

### ③国家公務員の労働時間、メンタルヘルス等健康対策

定員不足の深刻化、業務の多忙化により、超過勤務実態は本省庁、独立行政法人ともいっそう深刻です。さらに、業務負担の増大、人間関係の希薄化等により、メンタルヘルス疾患罹患状況は深刻化しています。

対策の鍵は、管理職のマネジメント改善にあることは労使の共通認識であり、より具体的な取り組みを職場で進める必要があります。

メンタルヘルスケアについては、引き続き厚生労働省の指針で触れている「衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定するとともに、その実施に当たっては、関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」）を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援が円滑に行われるようにする」等の点を参考に、対策を具体化していきます。

### ④公務員宿舍問題

国家公務員宿舍を5.6万戸削減するとして2011年12月の削減計画に基づき、2012年11月に財務省は、具体的な廃止宿舍、戸数、退去時期を示しました。最短で2014年3月末の退去が求められ、退去強制にもかかわらず一部宿舍では修繕費の負担が求められており、生活権を侵す重大な問題です。

この間、国公労連が財務省と、都道府県・ブロック国公が財務局と、筑波の産総研を含む学研労協が財務事務所と交渉を持ち、戸数確保、退去期限の柔軟化、負担の軽減を求めました。また、つくば地区では、近隣の住宅供給が不足し、子供の修学先の変更など、生活条件の変更を余儀なくされることから、強い不満が渦巻いており、組合に事態打開を求める強い声が届いています。こうした声を踏まえて、強制退去を行わせないこと、戸数確保、退去期限の柔軟化、負担の軽減などが、切実な要求となっており、具体的な前進を図ることが強く求められています。

### ⑤国家公務員の定年後の雇用

雇用と年金の接続については、義務的再任用で対応することが、3月26日、閣議決定され、2014年度から実施されることになりました。フルタイムを基本としますが、新規採用との関わりで、短時間勤務もあり得るとされています。

無年金の時期は生活が難しく、希望者全員のフルタイム再任用が必要です。しかし、一方で定員を使うことから、新規採用を圧迫する要因になってしまう形です。これを解消するためには、定員の別枠化が必要です。

### ⑥旧社会保険庁職員の分限免職反対

社会保険庁改革を口実にした分限免職反対・撤回を求め、毎月の人事院、厚生労働省前行動に、特許庁支部が参加しています。人事院は、「分限免職回避努力が不十分なままの処分は裁量権の濫用」とし、判定が出された20人のうちの3割に上る6人に対しては、分限免職処分が取り消されました。

このことにより、旧社保庁と厚労省の分限免職処分の違法性、不当性が明らかになりました。

政府と厚労省に対しては、人事院による処分取消の判断を重く受けとめ、すべての分限免職処分を撤回し、当事者の身分と権利を直ちに回復する政治決断を行わせ、人事院に対しては、処分を認めた判定の問題点を是正し、全員の処分取り消し判定を行うよう、世論と運動を喚起する取り組みが必要です。

## (2) 地方公務員の職場

## (3) 大企業の職場

## (4) マスコミの職場

### ◎新聞産業

11年度の新聞産業全体の総売り上げは、新聞協会加盟社で1兆9529億円となり前年比0.8%増、6年ぶりにプラスとなりました。これは出版、事業、受託印刷や営業外収益の増によって得られたもので本業である広告、販売の収入は相変わらず前年比マイナスを続けています。その意味では経営基盤が強化されたとは言えません。

さらに、発行部数の減少傾向にも歯止めがかかりません。13年4月のABC協会発表による発行部数（朝刊）は4159

8000部となっており、前年同月比では33

3000部の減となっています。これは中堅どころの地方紙の部数に匹敵します。加えて、販売店従業員も96年のピーク時・48

3000人から36

7000人まで減り、発行本社従業員も20年連続の減少となっています。これらはある意味、「衰退産業」の道を辿っており看過できません。

そのような中でたたかわれた13春闘は、前年実績273円プラスの5951円（6月12日現在・45組合）となりました。2年連続前期をクリアしたとはいえ、ベアゼロは29組合にのぼり、固定化がつづいておりその打破が求められています。

新聞労連は報道をめぐる動きで①自民党改憲草案②秘密保全法制③国家安全保障基本法——の三つの危険を指摘しています。なかでも秘密保全法は、何が秘密であるかが秘密であり、意図的な取り締まりが容易にできることから、言論・表現、報道の自由にとって脅威になります。80年代後半に潰した「国家秘密法」のたたかいを想起し、法案を出させない運動を強める必要があります。

その一方で新聞に対する批判がないわけではありません。消費税増税問題に関しては、新聞をはじめすべてのメディアが推進の立場で報道しました。それはまさに異常ともいえる「メディアスクラム」でした。

最近、新聞協会は新聞大会の決議など、新聞購読料金の「軽減税率適用」に向けた「取り組み」を行っています。つまり新聞代は消費税が上がっても適用除外にしてほしい、というものです。消費税増税の国会論争のとき、新聞がその推進の役割を果たした意味が透けて見えます。

しかも、今度の参議院選挙で新聞販売店の全国組織である日本新聞販売協会の理事会は、選挙区で自民3人、公明4人。比例区で自民2人の合計9人の推薦を決定しました。販売店の組織といえ、社会の木鐸、公平・公正を標榜する新聞が特定の政党や個人を支持することはいかなるものか、批判は免れません。

### ◎出版産業

2012年の書籍・雑誌の推定販売額は（出版科学研究所データ）、1兆7398億円で前年

比 3.6%減で、8年連続の前年割れとなっています。販売部数も書籍が 1.7%減の 6 億 8790 万冊、雑誌は 5.8%減の 18 億 7339 万冊となり、厳しい状況となっています。

このようななかで、書籍の返品率は一時期下がってきたものの上昇に転化し 37.6%と高いものとなっています。その高い返品率にもかかわらず、大量の新刊（12年度で 7 万 8000 点）が発行されました。これは新刊を作ることによって生き延びることができるのではないかという、出版経営者の“期待”を反映したもので喜べる現象とはいえません。出版にとって大事なことは、よりよい書籍をつくり息長く送り出すことであり、新刊の連発ではありません。

電子書籍市場は、考えられたほど伸びていません。11年度の規模は 489 億円で、10年の 516 億円と比較すると 5.2%の減となっています。その要因として、コンテンツが量的にも質的にも整備されておらず、読者のニーズに応えきれていないことが考えられています。とはいえ、今後の推移に注目していく必要があります。

T P P からんで、出版産業も例外ではありません。その最たるものが著作権期限の延長です。日本では著作者の死後 50 年と定められています。アメリカは 70 年でありさらに引き延ばされる可能性もあります。長期間著作権料の支払いが生じるということは、経営にも小さくない影響を与えることとなります。

言論・出版の自由との関係で秘密保全法制の動きは看過できません。さらに、国会で継続審議となっている「児童ポルノ禁止法改正案」も、子どもを守るものではなく言論・表現の自由に抵触するものとして、反対しています。

このようななかで 13 春闘はたたかわれ、賃上げは単組平均で 311 円にとどまりました。労働条件改善問題では、長時間、過密・過重労働の削減を大きな目標として取り組みました。そのたたかいの一環として休暇の取得状況調査などをやり、36協定の締結と遵守、ノー残業デーなどすすめました。

1995 年からつづく「第 3 次教科書攻撃」は、安倍第 2 次内閣の成立で一層激しいものとなっています。その一つの表れが都教委による歴史教科書採択の妨害です。文科省の検定を通過している教科書に対してさえ、記述に問題があるとして採択を拒否するという坊清に出ています。

第 1 次教科書攻撃（1955 年～56 年）、第 2 次教科書攻撃（1979 年～82 年）と比べて、はるかに長いこの攻撃に対して、出版労連の加盟組合を多数かかえる千代田区労協としても、出版労連と連携してたたかいをすすめる必要があります。

#### ◎民放の職場

民放労連は 13 春夏闘の基本方針として「賃金の回復を！組織の拡大を！放送の未来をひらく 13 春闘！」をスローガンに掲げ賃金 UP、格差是正と組織強化・拡大、言論・表現の自由を守るなど 5 つの重点課題を提起しました。回答指定日までに 53 組合 5 支部で回答を引き出しました、これは昨年と同レベルです。ベア回答を獲得したのは 12 組合 2 支部で昨年を若干上まわりました。「政府・与党さえも表明せざるを得ないほど『賃上げ』は社会的要請になっている」（3・17 全国単組代表者会議）中でのたたかいでしたが、「ベアは論外」と言う経営側の刷り込みや、長年にわたるベアゼロに組合側も慣れてしまい本気でベアを取るたたかいがどこまで取り組めたか点検する必要があります。

12 年度の最重点課題として「組織の強化・拡大」を掲げました。正規労働者中心の日本の労働組合員は 1 千万人を割り込み民放労連の組合員も 8 千人台に減少しています。「1 万人」の早期実現をめざし「構内労働者組織化プロジェクト」を立ち上げました。安倍政権が推し進める規制緩和の一環として「正社員改革」が打ち出され、巨大企業の主張を丸のみにした一方的な労働政策への変更議論がなされています。このような中、労働組合はその果たすべき役割を鋭く問われています。

昨年 10 月、TNC プロジェクト労組の宮崎幸二さんが違法派遣の是正を求めた裁判

で、福岡高裁は宮崎さんのTNCへの社員化の訴えは棄却しましたが、直接雇用申込み義務を定めた「派遣法40条の5」にテレビ西日本が違反しているという事実認定を行いました。宮崎さんは不服として最高裁に上告しました。この派遣法違反認定はこれからの放送局で働く派遣労働者の待遇改善のたたかいに大きな意義をもつものです。

毎日放送ラジオ「たね蒔きジャーナル」が昨年9月で終了しました。原発の危険性を訴え続けてきた京都大学小出裕章助教が連日出演して、事故の推移を分かりやすく伝え多くのファンがいた番組でした。多くのリスナーや出演者が毎日放送社前に集まり存続を願い存続のためのカンパが1千万円にのぼった中、毎日放送は一方的に放送を打ち切りました。ラジオにとどまらず、原発事故以来、その信頼を大きく失墜したマスメディアは、信頼を回復する努力を十分積み上げているでしょうか。「弱者のために強者を監視する」ジャーナリズム本来の立場から、私たち労働組合も放送ジャーナリズムのあり方に責任を持たなくてはなりません。

#### (5) 中小企業の職場

中小企業白書によると、中小企業の売上は2010年に前年同期比でプラスに転じましたが、東日本大震災の影響で2011年第2四半期はマイナスに転じ-28.2%（製造業）、-22.6%（非製造業）となりました。その後2012年にかけて回復しましたが、2012年の第2四半期以降またもや減少に転じて、第4四半期は-11.6%（製造業）、-7.6%（非製造業）となっています。なお、東日本大震災時に中小企業のような落ち込みのなかった大企業も、2012年の第4四半期は同様に売上が落ち込んでいます。円高の影響によると思われる。

また、中小企業の倒産については近年減少傾向にあり、2011年は12,687件、2012年は12,077件（対前年比-4.2%、-4.8%）で、2013年3月は927件（前年同月比-19.9%）でした。

しかし、帝国データバンクの2013年上半期報によると、復興需要で2012年に倒産が減少していた東北はその反動で増加したほか、リーマン・ショック後、業況が悪化した製造業者や、大きく冷え込んだ個人消費の影響を受けた零細企業の倒産が相次いでいる中部が前年同期比6.6%増加となるなど、地域色が色濃く表れたとのこと。また、中小企業金融円滑化法をはじめとする倒産抑制施策により、倒産件数は一進一退を繰り返しながら減少傾向を示していたが、第2四半期の減少傾向は底打ち感が強まっており、2013年下半期は、約40万社存在する返済猶予等を受けている企業の中から金融機関が支え切れなくなる企業がこれまで以上に出てきて、「金融円滑化法利用後倒産」は引き続き増加傾向をし、さらに円安に伴う輸入価格上昇や原燃料高、労務費高騰などの影響を受けている企業が行き詰まるとしています。

今回の参議院選挙で自民党が大勝したことにより、また大規模金融緩和政策の一方で外国から財政健全化を強く求められていることにより、消費税増税への動きはますます強くなると考えられます。しかし、消費不況はそのままであり、消費税の価格転嫁が難しい中小零細、個人商店はさらに大きな打撃を受けることになります。

昨年も述べたとおり、TPPも含め、国は内需ではなく輸出に日本経済の活路を見出す政策をすすめ、「大企業の輸出産業のすそ野を支えるのが中小企業」で中小企業も含めた海外展開を促進しようとしています。しかし中小企業全体の中の輸出企業はわずか2.8%（2009年）であり、中小企業の圧倒的多数が内需関連と思われます。この現状を無視した輸出優先の政策は、内需を益々減少させ、中小企業の経営を危うくするものです。

中小企業の経営、そこで働く労働者の生活を守るためには、内需を高め、消費不況を改善し、公正取引を行わせる運動が必要です。

#### (6) JRの職場

東日本大震災が発生して2年が経過したが、被災地の復興は今日でも、南リアス線・北リアル線を含むJR東日本・第三セクター8路線約300kmが現在も運休したままです。JR東日本は、鉄道の復旧にあたり、公的支援を求めています。黒字会社への公的支援は難しく、また関係自治体・町の復興にも直結する問題であり、JR東日本の社会的責任・国や自治体のかかわり方を含め、利用者を交えた早急な復興への取り組みが求められています。

国鉄からJRへの変換が四半世紀を超え、JR東日本やJR東海・JR西日本は好調な収益を上げていますが、その反面JR北海道・JR四国・JR貨物の経営の改善のめどが立っておらず、いぜんとして国の恒久的な支援策が必要になっています。国鉄分割民営化の歪みが今日においても改善されず、より深刻なものとなっています。

整備新幹線は2015年3月に長野・金沢間が、2015年度には新青森・函館間の開業が予定されています。分離予定の平行在来線の問題が、地域の足や地域の振興に大きくかかわるため引き続き国への要請をはじめ地域住民・市民団体を含めた世論形成、関係自治体への要請等運動を進めてゆかなければなりません。

職場では、業務委託・外注化施策などに人減らしによる「効率化」「合理化」がさらに推進され、JR東日本の東京駅においても、2箇所の乗換え窓口のうち「南乗り換え」出札窓口がステーションサービス（JR東日本の子会社）に今年の6月に業務委託されました。そこで働く労働者の多くが、JR東日本の契約社員の経験を持ち、5年間の契約満期をむかえた、正社員の夢が果たせなかった労働者なのです。その労働条件は、業務自体はJR日本時代とは変化がないものの、基本給はJR東日本時代から平均で約2万円ほど下がり、福利厚生もJR時代とは大きく低下するもので、多くの社員が将来に不安を抱えたまま業務を行っています。

JR東日本の再雇用制度職場である「エルダー」職場も、この間、劣悪な労働条件は改善されず、清掃部門などは、テレビで「コメントさん」と持ち上げられた新幹線の清掃職場でみられるように、自主的に作業レベルを上げさせられるなど、その労働条件の改善が早急な課題としてあります。

この間、国鉄労働組合（国労）は、組織拡大を最重要課題と位置づけ、これら関連企業の労働者の組織化をも含めた取り組みを行ってきましたが、多くの労働者の組合離れの中、目立った成果が見られないのが実態ですが、引き続き関連労働者の組織化と労働条件改善の取り組みが両輪の運動として求められています。

また、依然として減らない輸送事故に対して、多くの地域諸団体と連帯をして利用者の要望を踏まえ、公共交通機関としての企業責任をJR東日本に求めてゆく取り組みも重要となります。

### Ⅲ たたかひの課題

#### (1) 賃金引き上げのたたかひ

13春闘の結果は、国民春闘共闘の集計（5/30現在）によれば、今年の賃上げは平均5,973円（加重平均、871組合、2.03%）で前年を131円上回りました（昨年は前年比-162円）。

規模別では、30人未満の組合で5,012円、前年比-180円（昨年+111円）、30~99人で5,586円、前年比-11円（昨年+290円）、300~999人で5,736円、前年比+848、1000人~で6,630円、前年比+203と中小組合で低額でしたが、大きな差は見られず、全て定昇の範囲内の金額でした。

単産別では、民法労連9,827円、出版労連9,317円（マスコミ関係平均7,740円）、建設関連労連9,068円、地方マスコミ7,068円で、それ以外の単産は全て6,338円以下の賃上げでした。

連合の集計（7/3）では、平均 4,866 円（4,598 組合）で前年比－36 円（昨年は平均 4,924 円、前年比

22）でした。規模別では 300 人未満の組合が平均 3,642 円で前年比

68 円（昨年は平均 3,808 円、前年比＋82 円）、300 人以上の組合が平均 5,090 円で前年比 21 円（昨年は平均 5,155 円、前年比＋86 円）と規模により差がみられます。（規模別は、2 年連続報告のある組合のみでの集計）

経団連の集計（7 月）によれば、・・・

また、東京労働相談情報センターの調査では全都で 5,098 円（4 月 11 日現在妥結額、昨年 5,273 円）、飯田橋センターの管内（千代田、中央、新宿、渋谷、中野、杉並）で 5,461 円（昨年 5,414 円）でした。

連合の賃上げ額は国民春闘共闘より 1,000 円以上低く、昨年と同様に大組織、闘わない組織での苦戦を反映しているといえます。また、昨年同様不況業種である出版で大幅な賃上げを獲得しており、春闘の闘いの成果と考えられます。

しかし、民法労連、出版労連、建設関連労連の 9,000 円台、地方マスコミの 7,068 円を除くと 6,338 円以下であり、今年も賃上げが全体としてベースアップゼロの定昇の範囲内に抑制されていると考えられます。

全国一般の中小の職場（一般合同労組）では賃金テーブルのない職場も多く、明確にベースアップ実施があったのは〇組合のみでした。

昨年度は公務員給与削減特例法の成立により、大震災復興財源として国家公務員の給与が 2011 年 4 月に遡り 0.23%、2012 年度より 7.8%の削減が実施されました。これに対し国公労連は、公務員賃下げ違憲訴訟に取り組んでいます。そして政府は、地方交付税を減額し、7 月から地方公務員の賃金の減額を求めました。これに対し、東京、大阪、愛知は拒否を表明、他に 5 件で対応未定としています。・・・・・・・

民間企業の賃金は 2002 年から 2011 年の 10 年間で 39 万円減少しましたが、区役所では人勧凍結等により既に 90 万円減少しているとの声もあり、官民ともに賃金を削減する動きを許すことは出来ません。

千代田区労協では運動方針に「賃金要求相互支持共同追求運動」を掲げています。業種、企業規模により賃金の要求、回答の額は隔たりがありますが、内需主導の経済回復を進めるうえでも、賃金実態、要求や取り組みの交流を行い、確信をもって賃金引き上げの闘いに取り組む必要があります。

## （2）全国一律最低賃金制をめざすたたかい

最低賃金については、2011 年の東日本大震災以降、引き上げ額は 2011 年度は時給 6 円、2012 年度は時給の 7 円引き上げに留まりました。2010 年 7 月 2 日に長妻大臣が中央最低賃金審議会への諮問の際、生活保護との格差を解消し、2020 年までできるだけ早い時期に全国最低時給 800 円を確保し、状況に配慮しつつ全国平均 1000 円を目指すとしたのにはほど遠い状況となっています。

2013 年度については、7 月〇日の中央最低賃金審議会で、本年度の地域別最低賃金について、全国平均で時給を〇円引き上げて平均〇円とする目安を決定し、厚生労働大臣に答申しました。昨年を目安と比べ・・・・・・・

目安は〇〇等の A ランクが〇円、△△等の B ランクが△円、××等の C ランクが×円、●●等の D ランクが●円、昨年度生活保護との「逆転現象」を 2 年で解消するとした\*\*都道府県については、東京\*\*円、神奈川\*\*円、埼玉\*\*円、京都\*\*円、兵庫\*\*円、広島\*\*円、北海道\*\*円、青森\*\*円、宮城\*\*円、大阪\*\*円、千葉\*\*円でした。

この目安の提示を受け、8 月\*日に東京地方最低賃金審議会が時給\*\*\*円（現行\*\*\*円）を答申、10 月 1 日からの発効を予定しています。

今回も地域間の格差はさらに拡大し、例えば\*\*と東京では\*\*\*円の差になります。また

東京都の時給\*\*\*円も、東京春闘共闘の試算による生活保護基準時給 1490 円（2010 年）を\*\*\*円下回る低額です。

千代田春闘共闘では、最低賃金の要求として、「誰でも時給 1,000 円以上、日額 7,400 円以上、月額 160,000 円以上」を掲げ、全国一般では「全ての職場で 30 歳 30 万円」の要求を掲げています。

なお、3 月 14 日、4 月 11 日の千代田総行動、5 月 28 日、6 月 28 日、8 月\*\*日の最賃デーで最低賃金引き上げを求める行動を行いました。また 4 月\*\*日には、中部春闘共闘として最賃問題に関して東京労働局交渉を行いました。

また政府は、最低賃金との逆転現象にある生活保護について、8 月より「生活扶助」を 3 年で平均 6.5%（670 億円）、最大 10%切り下げる方針です。また、廃案となった生活保護改正案、生活困窮者自立支援法案を秋に再提出する構えです。生活保護を切り下げることで、最低賃金、就学援助、住民税非課税等の諸制度を抑制（ナショナルミニマムの抑制）の狙いが指摘されており、断じて許すことはできません。

貧困化、消費不況が進行する事態を解消し、全ての人が文化的な生活を送り、内需主導の経済回復を進めるうえでも、「3つの共同」「最賃5原則」に基づき、経営側の支払い能力論をうち破る最低賃金の大幅引き上げと、地域間格差のない全国全産業一律最低賃金制の法制化を目指します。

#### 「3つの共同」

- ① 地域・単産組織や全国的なたたかいの共同を強めます。
- ② 自治体、業界団体への要請を強め、地域最賃引き上げの運動を強めます。
- ③ 厚生労働省をはじめ、東京労基局、労基署をつうじて要請行動を行います。

#### 「最賃5原則」

- I 最低賃金は「生計費をもとに決定」すること。
- II 決定にあたっては「労使対等の原則」にたった労使同数の代表の交渉によること。
- III 最低賃金は全国全産業一律を基本とすること。
- IV この決定に違反する者に対しては懲役を含む厳罰をもって対処すること。
- V 決定された全国全産業一律最低賃金は、国の最低生活保障の基軸にすえ、生活保護等の社会保障や農産物単価、下請け単価の決定の際にも下支えの基準にすること。

### (3) 消費税をなくすたたかい

#### (4) いのちと健康を守るたたかい

2008 年度から東京都の気管支ぜんそく医療費助成制度が開始され、今年で 5 年目となりました。この女性制度は、東京大気裁判の全面和解条項の一つとして制定された成果で、国・都・自動車メーカー等が財源を拠出しています。

しかしこの制度は 5 年で見直すといわれていたものを、2013 年度は継続せよという運動で持ちこたえてきました。現在 7 万 3 千以上の患者さんが無料で治療しています。しかし、この制度が危ぶまれています。

東京保険医協会アンケート調査の1位は、「お金の心配がなく治療したい」が79.5%にのぼっており、命綱であるぜんそく医療費助成制度の継続は切実です。この制度を国レベルのものにしていこうと、「新たな救済制度を求める」50万所・伊に取り組んでいます。

この間、連日のように中国の大気汚染問題が報道され、PM2.5（微小粒子）汚染の日本への影響が論じられています。PM2.5は、吸い込むと体内の深部に入り込み、肺がん、気管支ぜんそく、循環器疾患（脳梗塞、心筋梗塞）などを引き起こす危険性があり、欧米では早くから危険視されてきた物質です。

日本では2009年に環境基準を1立方メートルあたり日平均35 $\mu$ g（マイクログラム）以下、かつ年平均15 $\mu$ g以下と決められました。最近になって中国での高濃度汚染や西日本での中国からの飛来汚染が報じられていますが、それ以前から日本では欧米と比べても濃度が高く、2011年度の東京都における測定結果でも、自動車排ガス測定局（沿道）12局中、すべてが環境基準オーバー、一般測定局（非沿道）16局中基準達成はたったの2局のみという状態です。しかも、短期基準の日平均値のみならず、長期基準の年平均値も含めて、いずれも環境基準をオーバーしています。

この事態は国内で発生するPM2.5の対策、とりわけそのなかの大きな割合を占める自動車排ガス対策強化が急務となっています。

千代田区労協は、新布陣千代田支部などと連携して、「千代田あおぞら懇談会」でPM2.5をはじめとした区内の排ガス濃度測定（カプセル設置）の取り組みを実施しています。

#### （5）リストラ「合理化」に反対し、争議の勝利を勝ち取るたたかい

7月9日に明治乳業争議団の「全国事件」について東京都労働員会の命令が出されましたが、審査会開始から7年、結審から1年6ヶ月が経過した後に、訴えを「却下棄却」するという不当な命令でした。命令の内容は、賃金格差は人事考課の結果であるとし、賃金差別、インフォーマル組織による組合乗っ取り、組織破壊等の事実を全く認定しない不当なものです。当該争議団、支援組織は不当労働行為を救済すべき労働員会の役割を完全に放棄した、許すことのできない命令であるとし、共闘会議での議論を経て闘いを進めるとしています。

千代田区争議団には、その他にN T T木下職業病闘争、全国じん肺弁護団連絡会、少年写真者分会が加盟し闘っています。

木下争議は、昨年4月にブックレット「頸肩腕障害の責任追及は終わらない」を発行、6月には共闘会議総会・頸腕シンポジウムを開催し、司法判断の誤りと電電公社—N T Tの職業病患者に与えた犯罪的行為を明らかにしました。会社は木下さんの免職を妥当とした最高裁判決で「裁判で解決済み」としていますが、大量の頸肩腕障害を発生させた会社の責任は解決していません。

今後各界の著名人を対象とする署名活動を展開し、さらに5万人の署名に運動を広げ、この1年間で争議を解決させる決意でたたかいを進めます。

じん肺の闘いは、7月17日の福岡地裁で日鉄鉱業に対し38回目の責任を断罪する判決が出されました。6月27日の株主総会では社内で「33回忌の行動」（読経、焼香）を行い、患者遺族に謝罪をしない日鉄鉱業に対し新たな行動に取り組んでいます。三菱重工、三井鉱山では、じん肺法では採用されていないCT画像を根拠として、「間質性肺炎」で

ありじん肺ではないとする悪質な主張を行っています。

トンネルじん肺根絶の闘いについては、政治的混乱により実現していないトンネルじん肺救済法成立、基金創設を目指しています。建設アスベスト訴訟については全国で6件の訴訟が継続中で、国とアスベスト建材の製造企業44社の責任と救済基金の創設、石綿救済法の抜本的改正を求めています。大阪高裁、横浜地裁で不当判決が出される「逆風」の状況もあります。

少年写真者分会は、2003年からの組合敵視、個人攻撃の第2次争議を闘い、近年ようやく労使交渉で物事を決められるようになりました。職場アンケート等による要求作り、ニュースの発行も定期的に行うようになり、賃上げはゼロ回答でしたが、今春闘では有給の看護休暇、育児時間の延長を勝ち取りました。しかし、〇年前に自社ビルや隣接する土地が売却されており、引き続き職場と権利を守る闘いを継続します。

また、JALの165名不当解雇争議については、支援共闘会議に参加し、また、千代田区労連、中央区労協、中部全労協とともに「JAL闘争支援東京中部共闘」に結集し、引き続き闘争支援に取り組みます。

区労協に昨年加盟した民事法務協会労組は、昨年4月の都労委で和解した12名の効用保障を求めています。10月の法務局窓口業務の大規模入札で東京1箇所での落札により5名の雇用を確保、1名は他社に就労斡旋で6名の雇用を確保しましたが、残り6名は未だに就労できていません。引き続き、国の市場化テストの問題追及と雇用確保の闘いを継続しています。さらに、パワハラが行われている教育会館労組の激励、昨年加盟した森林組合との交流も行います。

夏冬の物販・カンパについては若干売上が減少しており、取り組みを強化し、争議団を物心両面から支え、勝利させることが大切です。千代田区労協は千代田区争議団との協力共同を「4つの基本」「3つの必要条件」を基本に闘いを発展させていきます。

「4つの基本」①争議団の団結強化 ②職場からのたたかい ③共闘の強化 ④法廷闘争の強化

「3つの必要条件」①要求の明確化 ②情勢分析の明確化 ③敵を明確化

#### (6) 憲法改悪阻止、平和と民主主義を守るたたかい

4年前、国民の大きな期待を受けて政権交代を果たした民主党政権は、政権維持のために自民・公明と談合政治を続け、国民の目には政権崩壊が目に見えていました。最後は国会での党首討論「解散」を持ち出し、昨年12月16日の総選挙で自民党に政権を明け渡すこととなりました。二大政党制は国民の期待には応えることができませんでした。

自民党の安倍総裁は「国防軍」などのそのタカ派的な性格を隠したまま総選挙に臨み、民主党から政権を奪い取りました。国民の民主党への失望は決して自民党支持になったものではありませんが、小選挙区制というゆがんだ選挙制度は300近くの議席を自民党に与えました。

第二次安倍内閣は「アベノミクス」と称する経済政策を打ち出し、金融緩和で急速な円高と株価上昇で景気回復をアピールしますが、雇用や給与には全く反映されず、一部の投資家や輸出産業にのみ恩恵が与えられるという代物です。そればかりか、輸入価格の急上昇で経済的に大打撃を中小零細業者に与えています。さらに収入が増えぬまま、国民には物価上昇をもたらしています。

福島原発事故から1年余り。いまだに多くの住民に避難などの犠牲を強いているにもかかわらず、福島県大飯原発再稼働を見直すことなく、他の原発の再稼働計画も進められています。そればかりか、経済優先の安倍内閣は自らがセールスマンのごとく世界各国に原発輸出を働きかけています。いまなお10数万人が自宅を追われ、避難生活を余儀なくされる被災者置き去りの政策は許すことができません。

核兵器廃絶の運動も反原発と同様に人類と核は共存できないという点で共同して運動が大きくなっています。若者を中心に被爆体験を語り継ぐ取組も進み、原水禁大会には国連

代表の参加が定着しています。平和式典で「核抑止力論」を平気で述べる総理を尻目に、核廃絶の運動は大きくなっています。

安倍首相は国益を損なわないという条件を付けたうえでのTPP参加を進めていましたが、何の保証もないままにTPP参加を決めてしまいました。総選挙では「TPP反対」を公約に当選した議員も多いもとの、国民に納得いく説明もないままアメリカ言いなりにTPPに参加しようとしています。

安倍首相の最大の野望は「軍隊を持ち、戦争のできる国づくりをめざす憲法改正」です。しかし、国民の多数は9条を中心とした平和条項をなくすことは望んでいません。それに国会で法案を通すにも議員の三分の二が賛成する必要があることから、そのハードルを下げる憲法96条改正を画策しましたが、保守派の憲法学者からも反対されるなど思うようには進んでいません。しかしそれでも武器輸出の見直しなど、改憲するまでもなく国のあり方を変えようとしています。

右翼でありながら、憲法改正に反対し、脱原発発言で注目を浴びる一水会顧問の鈴木邦夫氏を講師招き、第22回千代田平和集会を5月30日（木）にカスケードホールにて開催しました。いつもと違う講師の『右から改憲策動を斬る』と銘打ったこの集会には135名が参加しました。東京九条の会事務局長である島田弁護士の「改憲情勢をめぐる特別報告」もわかりやすいと好評でした。

沖縄ではオスプレイの強行配備や名護市辺野古への新基地建設も県民世論を無視して進められています。「憲法よりも安保条約が優先されるなら、安保条約を見直すしかない」という声が広がっています。それを逆なでするかのようにサンフランシスコ講和条約が結ばれた4月28日に「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を行いました。この日は沖縄では本土から切り捨てられた『屈辱』の日であり新たな怒りをよびおこしています。

中国や韓国との国境紛争や北朝鮮問題で中国人や朝鮮人を嫌悪する風潮が一部で広がっています。とりわけ問題なのは「ヘイトスピーチ（憎悪表現）」デモです。在日特権を許さない会などのデモは新大久保など在外国人の多い地域で行われ、憎悪感情むき出しの発言は戦前の鬼畜米英にも似ています。在日特権を問題にするなら、やりたい放題の在日米軍こそ最大の問題のはずです。

これらの背景には教育的にきちんと教えていないこともあります。教科書採択に教育委員会が介入する事件が起きています。実教出版社の日本史教科書に一部自治体で教職員に強制しているという記述が事実と異なるとして採択するなというのです。日の丸君が代訴訟などの記述を問題にするなら、侵略戦争を正当化するようなものこそ問題です。自衛隊なども基地公開や広報センターなどで子供をたちに戦車や武器などに触れさせ、テレビでも自衛隊全面協力のドラマが作られるなど学校外でも戦争教育が行われています。国際社会では通用しない侵略戦争の正当化はアジア近隣外交にも悪影響を与えます。このような動きにも警戒が必要です。

休日に政党のビラ配布したことで国家公務員法違反に問われた2つの「国公法弾圧事件」は、12月7日に最高裁判決が出され、堀越さんの無罪・宇治橋さんの有罪判決が確定しました。宇治橋さんの有罪を覆すことはできませんでしたが、公務員のビラ配布の自由を守ることができました。

参議院選挙も終わり、国会は衆参のねじれ解消といいますが、平和憲法、脱原発、反TPP、消費税増税反対などの国民と民意を反映しない国会とのねじれはますます広がっています。

憲法と平和と民主主義を守るため、千代田九条の会や平和と民主主義を推進する千代田の会などとも連携して、今後も運動をすすめます。

#### (7) 文化、スポーツの取り組み

東京芸術座・青年劇場・俳優座などの劇団や音楽家と労働者が交流している「新・千代田文化の会」を通じて観劇・鑑賞だけでなく区労協の運動とも連動しながら活動していま

す。

前進座や俳優座、青年劇場、東京芸術座などの劇団の公演には統一観劇日を設けるなどの鑑賞活動のほか、お互いの活動にも協力する関係になっています。暑気払いや望年会は普段会えないメンバーも参加しーも参加し交流するなど貴重な行事になっています。

公益法人化をめざした日本フィルは聴衆への募金を募る中で暦年の赤字を解消して今年4月に公益法人認可を取得しました。日本フィルは楽団解散から12年間の争議を経て、現在も活発な演奏活動の合間に「被災地へ音楽を送る」活動や市民コンサートなど、市民とともに歩むオーケストラとし活動を進めています。私たちも共に協力協同していきます。

恒例の千代田スキーは2月9日から11日に尾瀬岩鞍温泉スキー場で実施しました。

いきいきプラザ一番町ギャラリーで年2回実施している「千代田写真展」は第21回を2012年11月1日から21日まで、第22回を2013年5月15日から21日まで開催しました。

今後も引き続いて、各種取り組みを強めます。

#### IV、たたかいのすすめ方

大幅賃上げ、全国一律最低賃金制度確立、労働法制改悪反対、労働時間短縮、減税、消費税増税反対、社会保障制度改善、人べらし「合理化」反対、労働基本権回復、憲法改悪反対、脱原発、平和・民主主義を守るたたかい、教育・教科書問題など、全労働者、国民共通の要求実現のたたかいは、千代田区春闘共闘委員会を基軸にすすめます。

千代田区春闘共闘委員会の設置および組織運営はつぎのようにおこないます。

##### ①千代田区春闘共闘委員会の設置

各単産の地域組織、千代田区労連、千代田争議団、各民主団体、区労協未加盟組合にも広く呼びかけ、千代田区春闘共闘委員会を設置します。

##### ②千代田区春闘共闘委員会の任務

労働者・国民の要求実現をめざして、共同行動を国会、政府各省庁、財界団体、独占企業本社、および自治体などに対して運動を組織します。たたかいの山場には、区内の労働者と民主勢力が総決起する「千代田総行動」を配置してたたかいます。

##### ③千代田区春闘共闘委員会の組織運営

加盟単組団体の代表者からなる単組代表者会議を意思決定機関とします。幹事会体制は、区労協四役と各参加団体の代表者によって構成します。

##### ④ブロック春闘共闘の設置と役割

春闘共闘全体の運動を、地域、職場のすみずみまで浸透させるために、区労協の4ブロックに春闘共闘を設置します。幹事体制および機関運営は、春闘共闘に準じて行います。ブロック春闘共闘の役割は、春闘をたたかう近隣の労働組合がお互いにはげましあいながら、手をつなぎあえるように、交流やオルグ活動を日常的・系統的に強め、春闘共闘全体として取り組み、統一オルグ、統一宣伝などの諸行動、および「千代田総行動」の主力部隊としての役割を担います。

##### ⑤各産別地域組織、中部春闘との連携

地域での共同行動の発展にとって、地域の産業別組織と春闘共闘は車の両輪のようにかみ合わせてすすめることが必要です。各代表が春闘共闘の幹事の任務についてもらうほか、お互いの意思疎通をよりいっそうはかるため、随時、懇談会などを開くよう努めます。また、一致する課題では日本M I C、金融共闘、東京国公などの単産とも共同行動をすすめます。さらに、中部春闘共闘会議の発展・強化をめざし、中央区春闘共闘との連携を強めます。

##### ⑥未組織労働者との連携

国民春闘路線を発展させる立場から、未組織労働者や住民各層に対する働きかけを強

め、駅頭宣伝、全戸配布、国民的要求をかかげた署名行動などに取り組みます。

⑦区労協加盟組合や区内未組織労働者からの支援・共闘の申し入れ、および千代田区を主戦場にたたかう全国各地の争議組合、争議団からの支援要請については、常任幹事会の議をへて、当該労働者・労働組合・争議団の主体的力量が強化され発揮できるよう十分配慮して支援・共闘をすすめます。

## V、たたかいの目標

### (1) 国民生活擁護のたたかい

1. 東日本大震災による被災者支援に全力をあげよう。住民参加、住民本位の復興を実現しよう。自主避難者を含め、原発事故被害の全面補償を勝ち取ろう。
2. 原発をやめさせ、安全で再生可能な自然エネルギーを普及させよう。
3. 政府の大企業奉仕の政策を国民本位に転換させよう。労働者・国民犠牲の政策を許さず、国民いじめの「構造改革・規制緩和」をやめさせよう。
4. 軍拡と国民収奪の「新自由主義・構造改革」路線に反対し、国民の望む真の行財政改革をかちとろう。
5. 郵政民営化によるサービス低下を許さず、国民の共有財産を守ろう。
6. 銀行業界への公的資金導入をやめさせよう。
7. 公共料金の引き上げをはじめ物価値上げ阻止、「アベノミクス」に反対しインフレ政策をやめさせよう。
8. 消費税増税反対・サラリーマン増税反対。大企業への減免税措置撤廃など不公平税制の是正と所得税・住民税の大幅減税をかちとろう。
9. 年金改悪に反対し、安心して老後の生活ができる最低保障年金の確立など、年金制度を充実させよう。
10. 中小企業労働者の労働条件を改善し、政府・独占の中小企業破壊政策をやめさせよう。
11. 主食、水産物、農畜産物など国民食糧の自給、安全と安定供給を要求しよう。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対し、農民と連携してたたかおう。
12. JRの公共鉄道事業の復元をかちとり、利用者の安全と利便性を守ろう。

### (2) 暮らしと雇用を守るたたかい

1. 賃金抑制攻撃をはねかえして大幅賃上げをたたかいとろう。
2. 公務員の人数減らしと賃金引き下げに反対し改善をかちとろう。
3. 成果主義賃金制度導入に反対し、差別賃金制度を撤廃しよう。
4. 地域最賃を時間給1000円以上、日額7400円以上、月額16万円以上に引き上げさせよう。全国一律最低賃金制を確立しよう。
5. 単身赴任、不当配転など労働者への権利侵害をやめさせよう。
6. 時間外労働規制、深夜残業廃止、サービス残業をなくさせる取り組みを強化し労働時間短縮をかちとろう。
7. 週35時間労働制、完全週休2日制、年間実労働時間1800時間以下を確立しよう。区内の全職場で国民祝日の完全有給化、メーカー有給休日、初年度14日以上年次有給休暇をかちとろう。
8. 企業内および産業別の雇用保障制度を確立しよう。すべての失業者に仕事と生活を保障させよう。
9. 労働者保護を支柱とした労働基準法の無力化をはかる労働契約法に反対しよう。
10. ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外するホワイトカラーエグゼンプションの導入に反対しよう。
11. 日雇い派遣の廃止など、労働者派遣法の抜本改正をかちとろう。あわせて非正規雇

用労働者の均等待遇を勝ち取ろう。

12. 労働者派遣制度を職場の欠員を補充する手段として活用させないため、すべての職場での欠員補充、人員要求をかちとろう。

13. 職場に現存する男女差別、労基法違反をなくす取り組み、撤廃された女子保護規定の問題など、男女が平等に健康で働きつづけられる制度をかちとろう。

14. 中高年労働者の働く権利を守るため、定年延長、再雇用制度の確立など、雇用の機会を拡大しよう。65歳定年制を実現しよう。

15. 官公労働者の労働基本権（団結権、スト権、団体交渉権）の完全回復をかちとろう。不当処分をやめさせ、実損を回復させよう。

### （３）「合理化」に反対し権利と、いのち・健康を守るたたかい

1. すべての争議団の全面勝利をかちとろう。

2. 首切り「合理化」をはじめとしたリストラの名による労働者攻撃をやめさせよう。「解雇規制法」を制定させよう。

3. 労働行政の反動化に反対し労働者保護に徹した民主的行政を要求し、労働基準監督官を増員させよう。労安法、労災法をはじめ関係法令、通達を改善させよう。

4. 労働災害、じん肺など職業病の絶滅、予防、補償の完全実施をかちとろう。メンタル問題の対策を強めさせ、過労死、自殺をなくそう。療養途中の解雇を阻止し、職場復帰を促進させよう。

5. 育児休暇と介護・看護休暇制度を確立、拡充しよう。

6. 地球環境問題やすべての公害根絶・恒久対策を実現させ、国民のいのちと健康を守りぬこう。京都議定書を発効させよう。

7. 血友病H I Vやヤコブ病、肝炎、イレッサなどあとをたたない薬害の根絶の取り組みを強めよう。また、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモン問題、アスベスト汚染問題、大気汚染の問題などに取り組もう。

8. 医療保険制度改悪・混合診療解禁反対。安心してかかれる医療制度を作ろう。後期高齢者医療制度の撤廃をかちとろう。

### （４）千代田区への要求とたたかい

1. 大量の低家賃住宅を建てさせよう。

2. 市街地区域内農地への宅地並み課税に反対しよう。

3. 千代田区内に勤労福祉会館をつくらせよう。

4. 区・企業の防災対策を強化させよう。

5. 固定資産税評価の抜本見直しをかちとろう。

6. 区内の緑とひろばをひろげ、千代田区を住みよく働きやすいまちにするため、住民とともに考え、住民との共闘を強めよう。

7. 保育園の民営化に反対してたたかおう。

### （５）平和と民主主義を守るたたかい

1. 憲法改悪反対の運動を強化しよう。改憲手続き法ともいえる国民投票法の発動に反対しよう。有事3法、テロ特措法、海賊法を実効ないものにするため、たたかいを強化しよう。

2. 改悪教育基本法に基づく教育行政を監視し、子どもたちを大切にする教育を実現させよう。

3. 日米安保条約廃棄のたたかいを強めよう。基地撤去の運動を強化しよう。普天間基地の返還および辺野古への移転、オスプレイの配備に反対しよう。

4. 軍事費や在日米軍の費用負担（思いやり予算）を削減・中止させよう。日米地位協定の見直しをすすめて。米軍用地の強制使用を半永久的にした「特措法」を廃止させよう。

う。

5. アジア・太平洋各国の戦争被害者、とくに元従軍慰安婦や強制労働者に対し、正当な国家補償をさせよう。

6. 核戦争阻止、核兵器完全廃絶のたたかいを強めよう。

7. 核艦船の日本寄港に反対し、いっさいの核持ち込みを阻止しよう。

8. 千代田区の「非核・平和都市宣言」の精神を生かし、積極的に平和事業を実現し参加していこう。

9. ソマリア海およびインド洋から自衛隊を撤退させよう。武器禁輸三原則を堅持させよう。憲法違反の自衛隊の増強に反対しよう。

10. すべての核兵器の実験、製造、貯蔵、使用の国際禁止協定をかちとり、被爆者援護法を即時制定させよう。原水禁運動の統一をかちとろう。

11. 秘密保全法に反対しよう。警察拘禁二法の立法化、刑法・少年法改悪、靖国神社などすべての反動立法に反対しよう。

12. 国会議員の比例定数削減に反対し、民意をめぐめる小選挙区制、政党助成法を撤廃させる取り組みを強めよう。 政党法導入のたくらみに対しては、断固反対してたたかおう。

13. 国民主権の原則や表現の自由の立場から、選挙活動の自由をかちとろう。そのために公職選挙法による、戸別訪問の禁止、立会演説の廃止、文書図画の規制に対する改善を勝ち取ろう。

14. 司法反動に反対し、民主主義を守りぬこう。最高裁裁判官国民審査制度の改正をかちとろう。

15. 教科書の検定強化、教育・文化の反動化、軍国主義化に反対し、真実の報道、言論・出版・集会の自由を守ろう。

16. 「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史・公民教科書を子どもたちにわたさないよう運動を強めよう。

17. 日の丸・君が代の押し付けをやめさせ、押し付けに反対した教師らに対する処分を撤回させよう。憲法違反の「靖国公式参拝」をやめさせよう。

18. 再販制を堅持するため、ひきつづき運動を強めよう。

19. 国公法による選挙弾圧をやめさせよう。憲法違反の国公法の条文を廃止させよう。

20. 基本的人権、結社の自由、団結権・争議権などを侵害する共謀罪に反対しよう。

21. 憲法違反の破壊活動防止法を廃止させよう。また、プライバシー保護の点から問題の多い盗聴法反対、住民基本台帳ネットワークシステム法（住基ネット）、国民総背番号制（マイナンバー制）を廃止させよう。

22. 公安条例・拡声機規制条例撤廃、労働運動・民主運動に対する権力の介入、弾圧反対、ビラまき・ビラはり・集会・デモ行進などの自由をかちとろう。

23. 広範な都民や区民、区内民主勢力の団結の力で革新都政および区政の実現をめざそう。

#### (6) 組織を強化するたたかい

1. 組合民主主義を確立し、民主的労働組合をつくりあげよう。

2. すべての未組織労働者のたたかいを援助し、労働組合に組織しよう。

3. 区内のすべての労働組合を結集し、区労協を名実ともに全労働者を代表する組織として強化しよう。

4. 産業別地域組織との連携をつよめ、産業別統一闘争の発展を地域から強化しよう。

## VI、たたかいのかまえ

### (1) 組織の拡大

### ①未加盟組合の加盟促進

この1年、新たな加盟組合は出版労連・平凡社労働組合の1組合だけにとどまりました、一方で、組合員がいなくなったことを理由に法会労ゾンドルホフ分会と、書記長の死亡によって東京での活動が困難になったことから全造船三菱重工支部の2組合が脱退しました。今日の情勢のもとで、区労協が真に区内の労働組合のセンターとして、よりいっそうの役割を發揮するためには、区労協組織の拡大強化が不可欠な課題です。以下の取り組みをおこないます。

- I. 重点組合の設定と加盟オルグ行動を行います。
- II. 区労協の運動を宣伝し、たえず共同行動への参加を呼びかけます。
- III. 各産別地域組織と連携を密にします。
- IV. 春闘共闘加盟のオルグも積極的に行います。

### ②未組織の組織化

未組織の仲間のたたかいを支援し、その組織化をすすめる事業は、労働戦線の統一をめざす基本的課題のひとつです。以下の取り組みをおこないます。

- I. 各ブロックで未組織ピラ宣伝行動を行います。
- II. 産別地域組織と連携を強め宣伝を行います。
- III. ホームページで宣伝を行っていきます。

## (2)組織の強化

### ①常任幹事会の執行体制の強化

区労協の果たすべき役割が増すにともなって、執行機関である常任幹事会の団結強化と指導性の發揮がいっそう求められます。このことを自覚して、常任幹事の結集を強めるとともに、三役会議および事務局会議の充実、各ブロック、専門部の責任体制を明確にした幹事会運営につとめます。

### ②他団体との連携

区内民主団体、住民団体、中央区労協との連携をはかります。また、法律事務所との情報交換、連携強化のための懇談会開催も進めていきます。

### ③財政の確立

区労協の組織状況は、ここ数年、リストラや定年退職などによる脱退などで大変きびしいものがあります。財政確立のためにも、新規加盟組合の促進を追求します。

また、労金振り込み制による会費の当月納入が、全組合に定着するように努力します。

### (3)ブロック体制の強化

区労協の運動を大衆的に発展させるため、日常的に行き来できるブロックの規模で交流や相互支援をおこなえるような体制をつくるのが重要です。このために、全ブロックが幹事会体制をいっそう強化するとともに、ブロック会議を定例化するなど、活動の継続性をさらに強めていく必要があります。ブロック会議は麹町ブロックで定例化していますが、他のブロックでは開けない状態となっており改善が求められます。

全ブロックにおいて会議を開催することや、一つでも多くの組合が参加できるように会議の連絡体制を強化、オルグ活動を強化するなど会議への結集を強めていく必要があります。また、ブロック独自の活動の取り組みを進めていきます。今年度もこうした課題を実現させ、活動の発展を期して以下の点を重点に取り組みます。

- ①常任幹事を中心にブロック三役体制を確立します。
- ②ブロック会議のオルグ活動を強化します。
- ③ブロック総会を開催し、年間方針および春闘方針を策定し行動します。
- ④ブロック活動を身近に感じる運動づくりからも、ブロックニュースを発行します。
- ⑤ブロックの幹事の合同会議を適宜開催し、運動の交流をはかります。

### (4)専門部体制の強化

#### ★組織部

この1年、千代田総行動の朝ビラで未組織への宣伝を行いました。加盟促進のオルグは不十分でしたが、今期は次の方針で取り組みます。

#### [未加盟組合対策]

①ブロック総会、春闘討論集会など機会をとらえてオルグ活動をおこない、未加盟組合の参加を要請する。

②ブロックごとに春闘前までにリストを作成し、加盟促進行動を計画する。

③各単産との連携を密にして交流をはかる。

④区労協主催の未加盟組合懇談会を年1回開催する。

#### [未組織対策]

①各単産との連携で今期の重点未組織労働者のリストを作成します。

②区労協独自のビラ配布行動、各単産との共同で未組織ビラ配布行動をおこないます。

③組織問題についての学習会を開催する。

#### ★教宣部

機関紙を6回発行しました。年末一時金と春闘での要求・回答情報の発行など改善が求められます。総行動のビラ、消費税増税反対のビラ、69行動のビラ、平和集会の宣伝ビラなどについての教宣部としての役割を果たしました。今期は次の方針を掲げて取り組みます。

①機関紙の毎月発行をめざします。

②ホームページの内容を充実させていきます。

③部会を開き、取り組みを強めます。

#### ★争議対策部

①千代田争議団との連携を強めます。

②争議状況を知ってもらうために、区労協機関紙の活用を図るとともに、各争議団とも連携して取り組みをすすめます。

③千代田争議団の物販・カンパ活動の支援をいっそう強めます。

#### ★文化部

千代田文化実行員会や文化団体の協力を得ながら、演劇など職場に広げる取り組みをおこないます。ピースフェスタの開催を検討していきます。

#### (5) 共闘と連帯

①区労協の長年にわたる戦闘的伝統を地域の運動に生かしていくために、要求の実現に向けて、要求が一致するあらゆる労働組合や市民団体、千代田区議会の会派との共闘、統一行動を積極果敢にすすめます。

②国民生活を守り抜くとともに、民主主義の擁護と日本の平和、安全をかりとるために、広範な民主勢力を結集した巨大な戦線をつくりあげ、政治の革新をめざしていきます。運動を進めるに当たっては、討論の機会を持つなどして加盟組合の自主性を尊重します。

③区内の民主勢力との共闘をすすめるにあたっては、一定の自己規律と秩序を維持し、いわゆる暴力集団とは共闘しない方針で臨みます。